

		申請(相談)日	
申請者		幼稚園名	
認定こども園名称		保育所名	

認定こども園 認定申請書チェック票

I 申請書類の確認等

1 申請書類の確認

(1) 認定こども園の類型

<input type="checkbox"/> 幼保連携型	<input type="checkbox"/> 条例第2条第2項第1号イに該当 : 認定こども園を構成する保育所の満3歳児以上の子どもに対し、構成幼稚園と連携して学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を実施
	<input type="checkbox"/> 条例第2条第2項第1号ロに該当 : 認定こども園を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き構成幼稚園に入園させて一貫教育・保育を実施
<input type="checkbox"/> 幼稚園型	<input type="checkbox"/> 条例第2条第2項第2号イに該当 : 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間終了後、在籍している保育に欠ける幼児に対する保育を実施
	<input type="checkbox"/> 条例第2条第2項第2号ロ(1)に該当 : 認定こども園を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し、構成幼稚園と連携して学校教育法第22条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を実施
	<input type="checkbox"/> 条例第2条第2項第2号ロ(2)に該当 : 認定こども園を構成する認可外保育施設において、に入所していた子どもを引き続き構成幼稚園に入園させて一貫教育・保育を実施
<input type="checkbox"/> 保育所型 (条例第2条第2項第2号第3号)	: 保育所において、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を実施
<input type="checkbox"/> 認可外施設型 (条例第2条第2項第2号第4号)	: 保育所最低基準を満たす認可外保育施設において、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を実施

(2) 認定を受けようとする施設

施設	種別	認可等年月日	認可等定員	園長名 就任年月日
名称				
所在地				
名称				
所在地				
名称				
所在地				

(3) 定員区分

	満3歳未満	満3歳以上	小計	合計
保育に欠ける子の数 (児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児)				
保育に欠けない子の数 (児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外)				

※保育所定員における定員の弾力化の適用予定

有 無

(4) 認定こども園の長となるべきものの氏名

(5) 事業開始予定年月日

(6) 教育及び保育の目標及び主な内容

(認定こども園として目指す教育及び保育の目標、理念)
(教育及び保育のねらい)
(教育及び保育の内容の概要)

(7) 開園日数、開園時間等

年間開園日数		※休園日数	
	開園時間	保育時間(長時間)	保育時間(短時間)
平日			
土曜日			
日曜日・祝日			
長期休暇			
延長保育・預かり保育(有料)			
その他			

(8) 子育て支援事業 (3つ以上の事業を実施:府審査基準第3条ア)

地域の子どもと保護者の交流の場の提供(施行規則第2条第1号) (週1回以上実施:府審査基準第3条イ)

子育て相談等の実施(施行規則第2条第2号) (週1回以上実施:府審査基準第3条イ)

保護者の疾病等の理由による一時的保育の実施(施行規則第2条第3号)

子育て支援に関する保護者とボランティア等とのコーディネート(施行規則第2条第4号)
(開園時間中常時実施可:府審査基準第3条エ)

子育て支援に関する情報提供等(施行規則第2条第5号)
(開園時間中常時実施可:府審査基準第3条エ)

※2つ以内の場合の理由

(9) その他(添付資料等の確認)

- 別添1 組織計画
 - 別添2 子育て支援計画
 - 別添3 職員配置、学級編制等
 - 別添4 職員資格(特例措置)
 - 別添5 長の履歴書
 - 別添6 建物等の配置図
 - 別添7 食事の提供方法
 - 別添8 教育保育の計画
 - 別添9 研修計画
 - 別添10 情報開示計画
 - 別添11 選考方法等計画
 - 別添12 健康、安全確保計画
 - 別添13 点検評価等計画
 - 別添14 設置者の要件
 - 園則(幼稚園・保育所)
 - 利用料金表
 - 寄付行為、登記簿謄本(法人の場合)
 - 住民票の写し(個人の場合)
- ※職員の資格証確認

2 収容定員

	幼稚園			保育所・認可外保育施設		
	学級数	園児数	うち長時間	学級数	園児数	うち短時間
0歳児						
1歳児						
2歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
複式						
合計						

3 現況又は認定時予測園児数（別添3参照）

現況

予測（ 年 月 日）

	幼稚園			保育所・認可外保育施設		園児数合計
	学級数	園児数	うち長時間	園児数	うち短時間	
0歳児						
1歳児						
2歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
複式						
合計						
						長時間利用合計

4 組織体制（別添3参照）

	幼稚園					保育所等				
	併有	教諭	保育士	その他	計	併有	教諭	保育士	その他	計
認定こども園の長										
幼稚園長										
・保育に従事する者										
・その他(主任等)										
職員										
合計										

※1 兼任者は外数で()書きすること。

※2 「保育に従事する者」とは、学級担任など直接保育に従事する者の人数を記載し、保育補助担当者等は、「その他(主任等)」に人数を記載すること。

5 施設・設備の状況

	幼稚園	保育所	共用	合計	備考
園地面積 (㎡)					
うち運動場面積 (㎡)					
運動場面積(敷地外) (㎡)					
保育室					
室数 (室)					
面積 (㎡)					
乳児室、ほふく室 (㎡)					
遊戯室 (㎡)					
保育室等面積小計 (㎡)					
調理室 (㎡)					
その他(会議室等) (㎡)					
共用部分(廊下、階段等) (㎡)					
園舎延べ床面積合計 (㎡)					

Ⅱ 認定基準の確認

1 保育に従事する者の数（第4条関係）別添1, 3

<input type="checkbox"/>	認定基準	短時間		≤	申請	短時間	
		長時間				長時間	

※別添3 職員配置及び学級編制計画で確認。園長を除く教員(兼任含む)

《認定基準値算出》

短時間保育に従事する者

3歳児	人 ÷ 25 =			
4歳児	人 ÷ 35 =			
5歳児	人 ÷ 35 =			
合計				0

○歳児別: 小数点第2位(切捨て)

○合計: 小数点以下四捨五入

長時間保育に従事する者

0歳児	人 ÷ 3 =			
1歳児	人 ÷ 6 =			
2歳児	人 ÷ 6 =			
3歳児	人 ÷ 20 =			
4歳児	人 ÷ 30 =			
5歳児	人 ÷ 30 =			
合計				0

2 学級の編制（第5条関係）別添1, 3

<input type="checkbox"/>	認定基準				申請学級数	
--------------------------	------	--	--	--	-------	--

《認定基準値算出》

3歳児(25人学級)	人 ÷ 25 =			
3歳児(35人学級)	人 ÷ 35 × 2 =			※複数担任
4歳児	人 ÷ 35 =			
5歳児	人 ÷ 35 =			
合計				

※各学級小数点以下切上げ

- 3歳児35人以下の学級を認める事由
- 園舎の都合により、保育室を分けて学級を増設することが困難
 - 年度当初の学級編制時から園児数が増えたことにより、少人数の学級編制が困難

3 職員の資格（第6条関係）別添3, 4

幼稚園教諭、保育士資格の確認

氏名	現有資格	第4、第5項適用の場合の努力確認
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	
	<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保	

4 認定こども園の長（第7条関係）別添5

資格の確認

氏名			
保有資格			
経歴	保育		
経歴	教育		
経歴	子育て支援		
その他			

《要件》次のいずれにも該当すること

- 保育に従事するものと兼任していないこと
- 管理運営を行う能力があるものであること(つぎのいずれにも該当すること)
 - 幼稚園の園長、保育所の所長又は児童福祉施設最低基準を認定申請時において満たす認可外保育施設の施設長として3年以上従事した実績があること
 - ただし、これらの施設の経営に3年以上従事した実績があり、かつ、当該施設の管理運営業務に精通している等、認定こども園の管理及び運営を行う能力があると認められる場合は、この限りではない。
- 社会福祉法第34条第4号各号のいずれにも該当しないこと
- 学校教育法第9条各号のいずれにも該当しないこと

5 建物等の配置（第8条関係）：別添6

※幼保連携型認定こども園の認定申請時のみ

- 同一敷地内又は隣接地
- 上記以外

施設間の距離（m）	
子どもに対する教育及び保育の適切な提供の確認	
<input type="checkbox"/>	建物間の距離は園児にとって日常的に負担にならない距離である
<input type="checkbox"/>	上記の移動時間は共通利用時間を確保するのに支障とならないものである
<input type="checkbox"/>	施設の構成は運動会等の行事に当たって、すべての園児の一斉の活動が可能である
<input type="checkbox"/>	その他
移動手段	
こどもの移動時の安全が確保されているか	
<input type="checkbox"/>	通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されている

6 園舎の面積、設置すべき施設設備、保育室等の面積（第9～11、14条関係）：別添6

- 幼稚園基準

(学級数 - 2) × 100 + 320 m² = m² ≤ 現有施設 m²

- 保育所基準

2歳以上の認可定員 人 × 1.98 m² = m² 計 m² ≤ 現有施設 m²
 2歳未満の認可定員 人 × 1.65 m² = m²

7 屋外遊戯場の配置、面積（第12条関係）：別添6

- 屋外遊戯場の配置

- 同一敷地内又は隣接地
- 上記以外

施設間の距離（m）	
移動手段	
こどもの移動時の安全が確保されているか	
<input type="checkbox"/>	通行する道路にガードレール及び歩道その他通行の安全を確保する設備が設置されている
<input type="checkbox"/>	当該屋外遊戯場の周囲がフェンス等により囲われている
<input type="checkbox"/>	当該屋外遊戯場の入口に子どもの飛出し等の防止措置がとられている
<input type="checkbox"/>	当該屋外遊戯場内に危険物及び危険場所がない
<input type="checkbox"/>	緊急時の連絡体制が整っている
<input type="checkbox"/>	その他

- 屋外遊戯場の面積

- 幼稚園基準

(学級数 - 3) × 80 + 400 m² = m² ≤ 現有施設 m²

- 保育所基準

2歳以上の認可定員 人 × 3.3 m² = m²

8 調理室（第13条関係）：別添7

- 調理室の設置 有（年齢区分で異なる場合⇒）
 無

当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備の設置	
<input type="checkbox"/>	有 設備
<input type="checkbox"/>	無
提供方法	

外部搬入の場合の要件確認

<input type="checkbox"/>	子どもに対する食事提供の責任が当該認定こども園にある
<input type="checkbox"/>	認定こども園の長が衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されている
<input type="checkbox"/>	当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われる
<input type="checkbox"/>	調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者である
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に対応できる
<input type="checkbox"/>	子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事の提供が図られている

9 教育・保育の計画（第15条関係）：別添8

幼稚園教育要領及び保育指針による全体計画の策定

※全体的な計画において、次に掲げる事項を踏まえた目指すべき目標及び理念並びに運営の方針が明確に示されていること

--

認定子ども園固有の事情に配慮した幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画

0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくものになっている

保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫が行われている

保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って、子育て支援事業を実施するものとなっている

満3歳以上の子どもの活動については、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動と適切に組み合わせられたものとなっている

早期教育(受験等を目的とした単なる知識又は特別な技能の早期獲得のみを目指す教育をいう。)になっていない

子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事の提供が図られている

10 職員の資質向上（第16条関係）：別添9

研修計画書等による確認

子どもの教育及び保育に従事する者が自らその資質の向上に努めることができる体制

午睡の時間又は休業日の活用、非常勤職員の適切な配置等により日々の指導計画の作成、教材の準備及び研修の実施が可能な体制

教育及び保育に従事する者の相互理解を図ることができる体制

研修計画又は勤務体制は、認定子ども園の長並びに教育及び保育に従事する者が外部の研修を受講することができ、又は認定子ども園において研修を受講できるよう適切なものである

認定子ども園の長が、認定子ども園の多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させることができる体制

11 子育て支援事業（第17条関係）：別添2、9

実施体制

施設等

子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な施設等が確保されている

実施場所

子育て支援事業の実施場所が、その職員配置及び設備の使用等について、認定子ども園で実施する教育及び保育の妨げにならない

子育て支援に必要な能力を向上させる体制

研修等の実施及び職員が研修等への参加ができる勤務体制等の計画が作成されている

市町村及び地域で子育て支援を行う民間の団体又は個人との連携

認定子ども園が所在する市町村の子育て支援を担当する部局及び地域において子育て支援に実績のある民間の団体又は個人から、その活動状況について適宜情報提供を得られる体制が整えられている

支援事業の選択等

実施事業 ※ 次に掲げる事業から3つ以上を選択して実施できること。ただし、地域における教育・保育需要に照らし、必要な事業が3事業に満たない場合を除く。

<input type="checkbox"/>	地域の子どもと保護者が相互の交流を行う場所等を提供する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
※1週1回以上実施 ※2 10組以上の子ども及びその保護者が利用可能であること ※3 授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋で実施	
<input type="checkbox"/>	地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
※週1回以上実施	
<input type="checkbox"/>	保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
<input type="checkbox"/>	地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
※認定こども園開園時間中は常時実施可能であること。ただし合理的理由がある場合を除く	
<input type="checkbox"/>	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業
※認定こども園開園時間中は常時実施可能であること。ただし合理的理由がある場合を除く	

実施計画

- 参加する保護者の様々な事情を考慮して、参加可能なものかできるだけ多くなる等、実施する日時が工夫されている
- 子育て支援事業従事者か、認定こども園の職員又は地域の子育て支援に実績のある民間の団体又は個人である

12 保育時間、開園日数等（第18条関係）：申請書

開園日数	年	日間
保育時間	長時間(通常)	時間
	長時間(延長)	時間
	短時間	時間

13 情報開示（第19条関係）：別添10

情報開示実施の有無 有 無

必須項目以外の主な情報開示項目

開示の実施方法(主なもの) ※玄関ホールに掲示コーナー設置 等

14 選考方法等(第20条関係)：別添11

公正な選考がなされている(特別な配慮が必要な子どもが排除されていない)

選考に当たっての市町村との連携

15 子どもの健康、安全の確保(第21条関係):別添12

子どもの健康、安全の確保の計画が適切である

保険加入の確認及びその内容

16 教育・保育の評価等(第22条関係):別添13

自己評価

外部評価

苦情処理体制

17 設置者 (第23条関係):別添14 ※認可外施設型のみ

設置者が欠格事由に該当していない

経済的基礎あり

財務内容が健全である

18 その他

寄付行為、園則等の確認 (変更手続き 要 (手続き中 今後提出) 不要

利用料金表 (市町村長了解済み)

その他留意すべき事項